

# 国民年金・老齢年金繰上げ支給

( )内の数字は本来の年金額が減算される割合

被保険者期間	65歳本来の年金額	繰上げ支給				
		60歳 (42%)	61歳 (35%)	62歳 (28%)	63歳 (20%)	64歳 (11%)
10年	296,922	172,214	192,999	213,783	237,537	264,260
11	308,509	178,935	200,530	222,126	246,807	274,573
12	320,096	185,655	208,062	230,469	256,076	284,885
13	331,683	192,376	215,593	238,811	265,346	295,197
14	343,270	199,096	223,393	247,154	274,616	305,510
15	354,858	205,817	230,657	255,497	283,886	315,823
16	366,445	212,538	238,189	263,840	293,156	326,136
17	378,032	219,258	245,720	272,183	302,425	336,448
18	389,619	225,979	253,252	280,525	311,695	346,760
19	401,206	232,699	260,783	288,868	320,964	357,073
20	412,794	239,420	268,316	297,211	329,823	367,386
21	424,381	246,140	275,847	305,554	339,504	377,699
22	435,968	252,861	283,379	313,896	348,774	388,011
23	447,555	259,581	290,910	322,239	358,044	398,323
24	459,142	266,302	298,442	330,582	367,313	408,636
25	470,730	273,023	305,974	338,925	376,584	418,949
26	489,559	283,944	318,213	352,482	391,647	435,707
27	508,388	294,865	330,452	366,039	406,710	452,465
28	527,217	305,785	342,691	379,596	421,773	469,223
29	546,046	316,706	354,929	393,153	436,836	485,980
30	564,876	327,628	367,169	406,710	451,900	502,739
31	583,705	338,549	379,408	420,267	466,964	519,497
32	602,534	349,468	391,647	433,824	482,027	536,255
33	621,363	360,390	403,885	447,381	497,090	553,013
34	640,192	371,311	416,124	460,938	512,153	569,770
35	659,022	382,232	428,364	474,495	527,217	586,529
36	677,851	393,153	440,603	488,052	542,280	603,287
37	696,680	404,074	452,842	501,609	557,344	620,045
38	715,509	414,995	465,080	515,166	572,407	636,803
39	734,338	425,916	477,319	528,723	587,470	653,560
40	753,168	436,837	489,559	542,280	602,534	670,319

## 国民年金について

### 繰り上げ請求

国民年金の老齢年金は、65歳から支給されます。  
しかし、年金を受ける条件を満たしていれば、60歳から64歳までの間なら、いつでも、希望するところから繰り上げて支給を受ける道が開かれています。  
けれども、その年金額は、本来65歳から受ける額にくらべて最低

11%から最高42%も減額されます。  
別表参照例示(54年中60歳になる人：大正8年生れの人)  
65歳で請求した場合38万9,619円  
60歳で請求した場合22万5,979円(減額16万3,640円42%)  
この減額は生涯続きますし、一人繰上げ支給を希望すると取り消しはできませんから、この申請をするときは、くれぐれもご注意ください。

なおどうしても繰上げ支給を希望する場合は、つぎの点に注意してください。  
(イ)請求を希望する翌月から支給になりますので必ず60歳になる月に手続きをしてください。  
(ロ)請求手続きは必ず本人の、納付記録の確認、支払い機関の選定、病気やケガをしているか等の点で第三者からの請求手続きは受付出来ませんのでご注意ください。  
(ハ)手続きの際はあらかじめ市役所にご連絡ください。

## 20周年記念山梨県大会

国民年金制度は今年で誕生20周年を迎えました。  
国民の平均寿命もますます延びて、人口の高齢化がすすんでいるなかで国民年金のはたす役割は非常に大きくなっています。  
この20周年を機会に10月を「国民年金普及推進月間」とし、国民年金法施行20周年記念大会が開催されます。  
国民年金協力組織者の参加を願います。  
日時：昭和54年10月26日午後1時  
場所：山梨県民会館

## 年金相談のお知らせ



あなたの過去の職歴のなかで、厚生年金をかけていた時期、さらにその事業所名や所在地をしっかりと掴んでおくことが大切です。その手始めに職歴一覧表を作ってみてください。そして、厚生年金に加入していたら、当時の年金手帳や被保険者証があるかないかチェックしてみてください。  
もし、当時の年金手帳や被保険者証がなかったら会社の担当者に

申し出るか、または直接あなたが社会保険事務所に向いて、なくした分を再発行してもらうことです。逆に一人でいくつも被保険者証や年金手帳をもっている人もいます。そんな人は最初に発行してもらった被保険者証にまとめて一つにしておく必要があります。  
これも会社の担当者か社会保険事務所と相談してください。  
このようにして、厚生年金に加入していたことを示す年金手帳や被保険者証を整備しておくことが受給もれを防ぐ第一歩です。  
市役所では厚生年金の相談日を毎月、月の第4週目の火曜日に設けています。

なお今月はつぎのとおりです。  
日時 10月23日(火)9時～4時  
11月20日(火)9時～4時  
場所 市役所市民課

## 福祉年金証書の返付について

8月に提出していただいた証書をつぎの日時によりお渡しします。なお本人あてにハガキにて通知致しますので必ずハガキ持参の上、最寄りの出張所、市役所市民課へ取りにきてください。  
11月13日(火)9時～4時

## テレビ放送のお知らせ

社会保険庁提供のテレビ番組「きよの健康あすの年金」が山梨放送で10月6日から12月29日までの毎週土曜日の朝7時45分から8時まで放映されます。